

令和7年度座談会「町長と語ろうまちづくり」(向原地区)

開催日時	令和7年10月25日(土)午後7時00分から午後8時40分
場所	向原児童館
町民参加者	20人
町出席者	町長、教育長、参事兼地域防災課長、町民税務課長、福祉課長、環境課長、農林課長、上下水道課長、定住対策課長、事務局2人

意見交換の概要

<町からのテーマ 山北町・各地区の将来の姿について>

町長： 山北町の大きな課題として、少子高齢化による人口減少が挙げられる。山北町は森林が多いことからこれを生かすために、今後地域おこし協力隊を活用して取り組んでいきたいと考えている。向原地区では、新東名高速道路の工事が進んでいるが高松山のトンネル工事が難工事となっており、工事箇所からは水が大量に出ている状況である。水が出ているということは、別の箇所では水が減ってしまうということになるので対応していきたいと考えている。そのほか、現在では鳥獣被害、特にクマの被害が全国で多くなっているが山北町でも20件くらいを目撃情報があると聞いているので、特に新東名高速道路の工事後は、山から下りてくるのではないかと危惧していることから、対策をしていきたい。

[所管課：企画総務課]

昨年度から第6次総合計画がはじまったが、その前の第5次総合計画のフィードバックがされていない。計画では重点事項や様々な計画があるが、現在の職員数で取り組めるのか心配している。記載されている事項に優先順位をつけてはどうか。計画を達成していくには、町民に内容を伝えることも大事だと思う。

副町長： 第5次総合計画の進捗を踏まえて昨年度第6次総合計画を策定しスタートしたが、計画を策定した後の振り返りができていないと昨年度の座談会などで意見をいただいた。第6次総合計画からは各事業の進捗状況の把握・検証を行い、結果をホームページに公表している。検証結果を踏まえ今後計画を推進していきたいと考えている。

町長： 目まぐるしくかわる社会情勢やDX化などこれまでになかった取り組みも必要になることなどを踏まえながら、第6次総合計画を推進していきたい。

[所管課：新東名対策室]

新東名高速道路の高松トンネルの工事に伴い水が現場から出ており、地域の水が減ってしまうおそれがある。地域にある河川や沢の水は以前から地域で活用している。高松山トンネルの工事の水がどこにいつているかわからない状況の中で、すでに地域では水が減ってしまっている場所もある。高松山の水について、新東名高速道路の工事事業者と契約したり、災害が発生した際に活用できるよう計画したりするなどの取り組みをお願いしたい。

町長： 大沢などすでに水位の低下がみられる箇所がある。鳶の子沢や孫子沢などでは、データ上では水位の低下は見られないが、今後データとして出ると考えている。水位の低下がデータとして出た場合には、NEXCO 中日本が補償する約束になっている。水の問題について懸念されることがあれば皆さんからも情報提供をお願いしたい。

[所管課：環境課]

リチウムイオン電池に関する事故がニュースなどで多く報道されているが、処分方法について町から周知をお願いしたい。

環境課長： リチウムイオン電池が内蔵された製品の処分方法については、役場、各支所で回収している旨を町民カレンダーに記載している。町でも過去に不燃物などに紛れて出されたものが処分の過程で煙が出てしまったことなどが数件あった。現在、ホームページでも周知しているが、周知方法を再度検討していきたい。

町長： リチウムイオン電池による火災などの事故が多くなっており、飛行機やホテルなどの施設では取り扱いのルールが厳しくなっている。それらを踏まえて対策や周知をしていきたいと考えている。

[所管課：都市整備課]

夢物語かもしれないが尺里川について、川に降りて散歩ができるような歩道を整備したり、子どもが川で遊べるようにしたりできるように県に要望してもらいたい。上本村橋の下の河床が削れてしまっている箇所があるので、改修が必要ではないかと思われる。

町長： 尺里川をはじめとする河川の整備にあたっては、別の地区になるが道の駅の下のアアシス公園を駐車場にしたいと考えており、整備の際に河床が下がってしまうという問題がある。河川の整備は県が実施することになるが、整備については下流から取り掛かる場合が多い。尺里川についても同様だと思われるが、地域から要望があれば、県に伝えていきたいと考えている。

〈地域テーマ 空き家対策について〉

○現在の町の取り組みについて説明

環境課長： 平成30年に「山北町空家等対策計画」を策定し対策に取り組んできたところである。令和2年には全庁的に対応していくため、「放置空家等対策検討会議」を立ち上げ、令和4年には対策のための条例の制定、令和5年には専門家で構成する法定協議会を設置するなど体制を整備している。

具体的には、空き家について自治会長をとおして情報をいただいた場合には、現地を確認したうえで所有者を調査し、行政指導として適正管理についての通知を所有者に送付している。返事がなかった場合には、再度送付することとなっている。それ以外にも毎年5月に送付する固定資産税の納税通知に空き家の適正管理についてお願いするチラシを同封するなどしている。町が把握している空き家の件数は、町に連絡があったものとしては空き家51件、空き地27件となっており、そのうち対応できたものは14件となっている。なお、今年度空き家の件数などの実態を把握するための基礎調査を実施しているところである。

定住対策課長： 定住対策課では、主に空き家の利活用に取り組んでいる。具体的には空き家バンクを運用し、空き家などの売却を希望する場合には登録していただき、町がその物件について周知や仲介などしている。町が仲介していることもあり、成約率は高くなっている。令和5、6年度の2年間で40件程度の登録があった。契約の傾向としては空き家も売れているが、賃貸の方が成約率は高くなっている。空き家バンクに登録いただいた物件を購入した方に空き家活用に関する助成金を交付しており、空き家のリフォーム費用などを対象としている。最大10万円を助成しており、多くの購入者に活用いただいている。

[所管課：定住対策課]

空き家とは町では古民家のことをいうのか。空き家の定義について教えていただきたい。代々続いた家が空き家になった場合には仏様をどうするかといった問題もあるが、そういった相談は町にあるのか。

定住対策課長： 空き家とは古民家だけでなく、山北町に物件を持っているが家族が町外に転出し、相続人がなく将来空き家になる可能性がある物件などを空き家として、空き家バンクに登録をいただいている。仏様のある空き家を貸すと家族・親戚で集まる場所がなくなってしまうので、契約できなかったことがあったと聞いている。

[所管課：環境課]

自宅の前に広い空き地があり、数年前は所有者が草を刈っていたがある時から全くされなくなり、自分で年数回草を刈っている状況である。町をとおして土地所有者に対して、管理を行うよう文書を出してもらったが、一向に管理する様子が見られない。行政から指導しても改善されない場合に次の手を打つことはできないのか。町で相談できる専門知識を持った弁護士はいるのか。

町長： 町内には、草刈りがされていないなど手入れがされていない土地が多くある。先ほどあったが仏壇があるため売ったり、貸したりできないといったことも聞いている。今後、地域おこし協力隊を活用して、空き家の管理ができないかと考えている。民間でも空き家の管理のサービスを提供しているが、町で行えば費用を抑えることができる可能性もあるので今後検討したい。空き家にも様々な種類があり、それぞれどのように対応していくかは難しいが、所有者が判明している物件については所有者で管理をやっていくのか、あるいは町がやっていくのか整理していきたい。

環境課長： 町で弁護士や司法書士などの専門家で構成する法定協議会を設置しており、ケースごとに意見を聞きながら法律に基づき対応しているところである。空き家となるケースの主な理由の一つとして、一見良い土地であっても進入路がないといった問題があり、上手く活用できないケースや所有者が複数いたり、所有者が死亡し相続人を追っていく必要があったりといった課題もある。一方、地域で空き地・空き家を管理していただいている場合もある。こういったことを踏まえて、今後、空き家・空き地の件数が増えていくことが予想されるので、将来を見据えた対応が必要になると考えている。

[所管課：環境課]

**転出の手続きの際に、空き家の管理を徹底する旨の啓発をしていく必要があるのではない
か。空き家になる前に町としては何か対策をしているのか。**

環境課長： 空き家をしっかり管理していただいて管理不全空き家にする事なく、利活用できる空き家とすることが大事だと考えている。現在、所属を横断して対応できるように空き家対策のための庁内会議を設置し対策を検討している。取り組みとしては、転出時の啓発や固定資産税の通知にチラシを入れるなどといったことを行っている。今後はこの座談会などでも機会があればその都度周知・啓発を行うなど、空き家を増やさないための取り組みを引き続き行っていきたい。

[所管課：環境課]

**自分の自治会内でも空き家となっていて、危ないところがある。町に連絡し対応してもらっているが所有者の所在がわからず進捗がない。近隣の屋根に木の枝がかかり迷惑になっているとのことで定期的に近隣から相談を受けている。近隣の屋根にかかる枝も切ってはいけな
いといわれているようだが、町の見解を伺いたい。切れるとしても被害を受けている人が切るのはおかしいのではない
か。町がシルバー人材センターに委託して実施するなどの検討をお願いしたい。**

環境課長： 民法の改正により、その所有者が不在・確認できないなどの条件を満たせば、近隣から自宅にはみ出ている木の枝については切ることは可能になっている。ただし、隣人とのトラブルになる可能性があるため注意が必要である。

副町長： 町の考えだけではなく本日いただいた意見や協議会であった内容を参考に、対応を検討していきたい。

[所管課：環境課]

数十年使っていないと思われる農業用の倉庫（元々は住居として使用していた）があり、獣も出入りしているようなので何とかして欲しいと相談を受けたがその場合はどうしたらよいか。所有者はわかっているが直接言いづらいとのことである。

環境課長： 対応に困っているものについては、相談いただきたい。直接本人に言いづらいということであれば、町が現地を確認したうえで所有者に指導することも可能である。

[所管課：定住対策課]

終活が一時期話題になったことがあり、町で高齢者の一人暮らしの世帯の把握はしていると思うが、その中で子どもが町外にいて戻ってくる予定のない世帯に町から声をかけて、住居の売却などの相談を行い、買いたい人やその土地を利用したい人とのマッチングを行ったらどうか。町から若い人が流出してしまっているが、その原因は把握しているのか。

町長： 空き家になる過程でそれぞれの家庭の事情などもあることから、それらを踏まえながら取り組んでいく必要があると考えている。

若者が転出してしまう理由は、様々な理由があると考えられるが町に住んでいた人が結婚を機に近隣市町に転出するケースが多くなっている。

<テーマ その他>

[所管課：上下水道課]

前耕地のポンプ場が改修されて新しくする計画を聞いているが、いつから工事がはじまるのか進捗状況を教えていただきたい。送水の範囲に変更はあるのか。

上下水道課長： 前耕地の送水ポンプ場は、昨年度に基本設計を行い、今年度は詳細設計を行っているところである。設計を進めるうえで、送水ポンプが大きいものであるため、水道事業会計に大きな影響がでる程の費用が発生してしまうことから、着工の時期が決まっていない状況である。今後の予定については、水道運営審議会で経営状況や料金水準を議論し検討していきたい。送水の範囲に変更の予定はない。

[所管課：都市整備課]

前耕地地区において酒匂川沿いに道路をつくる計画があったかと思うが、その進捗状況について伺いたい。

副町長： 今後県と正式に協議に入る段階である。いつできるかといったことは、これから決定していく状況である。

[所管課：地域防災課、都市整備課]

向原交差点に大型車進入禁止の箇所があるが入ってきてしまっている。当該箇所に監視カメラが設置されているが町が進入禁止を監視するために設置したものなのか。

副町長： 交通の状況を確認するために町で設置したものである。

[所管課：財務課]

滝沢川と尺里川沿いにいくつか境界鉄が設置されているが、河川や土地の測量などのために実施しているものだと思うが、周辺に説明がない。町が承知しているのか。測量などを実施する際には事前に知らせて欲しい。

地域防災課長： 町が実施する地籍調査によるものと思われる。

副町長： 担当課に確認させていただく。測量などを実施する際には事前の周知を徹底していきたい。